

「換価の猶予期間延長申請書」の記載要領

1 目的

「換価の猶予期間延長申請書」は、徴収法第152条第4項（通則法第46条第7項準用）の規定により、換価の猶予期間の延長を申請する場合に使用してください。

2 「申請者」欄

郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号、携帯電話及び氏名（又は名称）を記載してください。

なお、申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載するとともに、「法人番号」欄に法人番号を記載してください。

3 「申請年月日」欄

申請書を提出する日を記載してください。

4 「換価の猶予期間延長申請税額」欄

猶予期間の延長を受けようとする国税の年度、税目、納期限及び金額を記載し、「備考」欄にその国税の年分、事業年度、課税期間又は月分を記載してください。

5 「猶予期間内に猶予を受けた金額を納付することができない理由」欄

換価の猶予期間内に猶予を受けた国税を納付することができない理由を、具体的に記載してください。

6 「納付計画」欄

「財産収支状況書」の「4 分割納付計画」欄の「分割納付金額」（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「収支の明細書」の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」及び「⑤分割納付金額（①+②+③-④）」）を転記してください。

7 「延長期間」欄

延長期間の始期（当初の猶予期間の終期の翌日）及び終期（納付計画の最終日）並びにその期間を記載してください。

8 「担保」欄

猶予期間の延長を受けるに当たり、新たに担保を提供する必要がある場合には「有」に、新たに担保を提供する必要がある場合は「無」にチェックを付けてください。

※ 猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から④のいずれかに該当する場合には、新たに担保を提供する必要はありませんので、「無」にチェックを付けてください。

① 既に担保を提供している場合

② 猶予を受ける金額（未確定の延滞税を含みます。）が100万円以下である場合

③ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合

④ 担保を提供することができない特別の事情（国税通則法により担保として提供することができることとされている種類の財産がないなど）がある場合

9 「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載してください。

※ 上記8①、②又は③に該当するときは、「一」を記載し、④に該当するときは、担保を提供することができない特別の事情を記載してください。

10 「添付する書類欄」

申請書に添付する書類にチェックを付けてください。